

岡山県介護テクノロジー定着支援事業 Q&A

NO.	質問	県回答	掲載日
-----	----	-----	-----

(A)補助対象者について

1	1つの法人から、複数の事業所の応募は可能か。また、事業所数の上限等はあるか。	令和7年度は1法人1事業所のみとしていましたが、今年度は複数事業所の応募を可能としています。 なお、県予算額を超える応募があった場合には、公募要領 6. のとおり、総合的に審査を行い、採択しない場合や採択額を調整する場合があります。	2026/7/10
2	過去に補助金を受けた事業所も応募可能か。	応募可能です。 なお、県予算額を超える応募があった場合には、公募要領 6. のとおり、総合的に審査を行い、採択しない場合や採択額を調整する場合があります。	2026/7/10
3	現在、開設中の事業所は応募対象となるか。	応募申請時において介護事業所の指定を受けていない(事業所番号が付与されていない)場合は、対象となりません。	2026/7/10
4	県外法人だが、岡山県内の事業所は対象となるか。	対象となります。	2026/7/10
5	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	同一機器種別において、他の補助金の交付を受けた場合(予定を含む。)は、対象外です。詳しくは実施要綱6. をご確認ください。	2026/7/10
6	補助対象外事業所(「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等)に併設する訪問介護事業所等が機器の導入を行う場合、当該機器を前述の補助対象外事業所で使用・設置することは可能か。	できません。 本補助金で導入した機器等については、申請事業所の職員や利用者を対象に使用するものとしているため、併設する事業所であっても申請事業所以外での使用・設置は認められません。	2026/7/10

(B)補助要件について

1	研修受講は必ず岡山県介護生産性向上総合相談センターか厚生労働省委託事業窓口が実施するものでなければならないか。また、研修受講時期はいつでも良いか。 また、「介護生産性向上総合相談センターに相談すること」とされているが、いつ相談をすれば良いか。	国のQ&A 問7のとおり、岡山県介護生産性向上総合相談センターが実施する「生産性向上スタートアップセミナー」か、厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー」又は「デジタル中核人材養成研修」受講で要件を満たします。 なお、未受講の場合は、岡山県介護生産性向上総合相談センターからの案内に従い、研修を受講ください。 また、研修・相談は今年度に受講・実施することとし、原則として介護テクノロジー等の導入前に行ってください。	2026/7/10
2	研修受講及び介護生産性向上総合相談センターへの相談について、法人内に複数の応募予定事業所があるが、法人本部担当者が受講・相談を行えばよいか。	・研修については、介護テクノロジーによる業務改善等について十分に理解した上で導入できるよう、各事業所の担当者が受講ください。なお、担当者が過年度に同じ内容の研修を受講している場合には、ほかの担当者が受講するなど工夫をしてください。 ・相談については、一つの事業所の課題・取組が法人内全ての事業所に当てはまるとは必ずしも言えないため、個々の事業所ごとに相談ください。 ただし、法人のご担当者が全ての事業所の相談をまとめて行うことは差し支えありません。	2026/7/10
3	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。	国のQ&A 問12のとおり、今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。なお、交付決定後に介護ソフトを導入する場合など、導入後に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始する場合は、8年度中に利用を開始してください。実績報告時に利用状況の確認を行う予定です。確認方法については、実績報告依頼時にお伝えします。	2026/7/10
4	「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施していることは、どのように判断するのか。	国のQ&A 問11のとおり、実施要綱7(1)に定める業務改善計画において、連携状況を確認する項目(⑥「同システムでの連携先事業所数」)を設けました。詳しくは国のQ&A 問11(答)をご確認ください。	2026/7/10
5	介護ソフトの基準額について、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円加算されることになっているが、令和8年度に新たに5事業所以上とデータ連携を実施する必要があるのか。	国のQ&A 問11のとおり、令和8年度以前に連携を行っている事業所数も含め、データ連携している事業所が5事業所以上であれば問題ありません。なお、本Q&A(B)-4と同様、実績報告時に連携状況の確認を行う予定です。	2026/7/10
6	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することが補助要件となります。詳しくは国のQ&A 問19(答)をご確認ください。	2026/7/10
7	介護ソフトの要件として、「科学的介護情報システム(LIFE)」に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSV出力機能を有していること」が必要となるサービス種別は何か。	以下のサービス種別です。 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 詳しくは、実施要綱4. 【留意事項】をご確認ください。	2026/7/10
8	「SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策(一つ星or二つ星)を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。	詳細な条件は、国のQ&A 問14(答)を確認ください。	2026/7/10
9	「SECURITY ACTION」について、宣言するために必要な手続や留意事項について教えてください。	詳細な条件は、国のQ&A 問14(答)を確認ください。	2026/7/10

(C)補助対象経費(金額)について

1	昨年度の実施要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。	ご認識のとおりです。(国のQ&A 問1のとおりです)。	2026/7/10
2	補助額の基準額において、インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器あたりの上限額と考えてよいのか。	ご認識のとおりです。(国のQ&A 問3のとおりです)。	2026/7/10

岡山県介護テクノロジー定着支援事業 Q&A

NO.	質問	県回答	掲載日
3	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」のみ実施することは可能か	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」のみ実施することはできません。 「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」を実施する場合は、同時に「介護テクノロジー等の導入支援事業」又は「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」のいずれかを実施することが補助要件となります。 詳しくは、実施要綱4.【留意事項】をご確認ください。	2026/7/10

(D)補助対象(機器等)について

1	テクノエイド協会の「福祉用具検索システム(TAIS)」の「介護テクノロジー」と機能等が同水準と認められる機器等も補助対象となることだが、該当の判断はいかにすべきか。	実施要綱4.(1)ウ①に該当するか否かは、最終的に県が判断します。導入予定機器が補助要件を満たすかどうか分からない場合は、予め岡山県介護生産性向上総合相談センターにお問合せ願います。	2026/7/10
2	テクノエイド協会の福祉用具検索システム(TAIS)に登録されているが、「介護テクノロジー」カテゴリに含まれていない製品は補助対象となるか。	実施要綱4.(1)ウ②に該当するか否かは、最終的に県が判断します。導入予定機器が補助要件を満たすかどうか分からない場合は、予め岡山県介護生産性向上総合相談センターにお問合せ願います。	2026/7/10
3	テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に移動用リフトの吊り具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	国のQ&A 問15のとおり、同時に購入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。	2026/7/10
4	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象となるか。	補助対象外です。詳しくは、国のQ&A 問20(答)をご確認ください。	2026/7/10
5	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール(LINEワークス等)も補助対象となるか。	国のQ&A 問4のとおり、職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象となります。	2026/7/10
6	介護ロボットの付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば本体とともに対象になります。判断に迷う場合は、予め岡山県介護生産性向上総合相談センターにお問合せ願います。	2026/7/10
7	過去に導入した介護テクノロジーと同じ機器を追加で導入したいが補助対象となるか。	追加の導入が単純な更新等でなく、介護サービスの質の向上につながると認められる場合は申請可能ですが、過去の補助実績等を踏まえて審査を行うため、不採択や減額とする場合があります。	2026/7/10
8	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象となるか。	国のQ&A 問10のとおり、補助対象となります。	2026/7/10
9	介護ロボット等と併せて利用するディスプレイ・モニターは補助対象となるか。	実施要綱4.【留意事項】に記載のとおり、機器等の導入と付帯して必要と判断できない場合は、補助対象外です。	2026/7/10
10	テクノロジー導入の際の工事費は補助対象となるか。また、メーカーからの機器説明に係る費用は「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象と考えてよいか。	実施要綱4.【留意事項】に記載のとおり、工事費や機器説明にかかる費用については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」と判断します。	2026/7/10
11	介護テクノロジーの導入について、本体価格、アプリケーション利用料3年分、保険料3年分がパックとなっているが、どこまでが補助対象となるのか。	国のQ&A 問9のとおり、一括払いで購入した場合には、本体価格、アプリケーション利用料は全額が対象となります。しかし、保険料は対象となりません。可能であれば、見積書から除いてください。	2026/7/10
12	「保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など)」は、付帯費用に含まれるか。	国のQ&A 問8のとおり、実施要綱4.(1)アの機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。補助対象の考え方は、本Q&A(D)-11を参照ください。	2026/7/10
13	Wi-Fi工事は補助対象となるか。また、通信費は補助対象となりますか。	実施要綱4.(1)イや【留意事項】に記載のとおり、介護テクノロジーを導入するためのWi-Fi環境整備にかかる費用は、補助対象となります(工事単体での補助は認められません。また、導入するテクノロジーが移乗支援機器等Wi-Fi環境を必要としない場合は、対象外となります)。なお、通信費は補助対象外です。	2026/7/10
14	パソコン・タブレット端末・スマートフォンは補助対象となるか。	実施要綱4.(1)イや【留意事項】に記載のとおり、介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等の購入費用は、補助対象となります(PC、タブレット端末等単独での補助は認められません)。なお、通信費は補助対象外です。	2026/7/10
15	タブレット用のケース等は補助対象となるか。	補助対象外です。ただし、本体と一体不可分のもの(それがないと本体が利用できないもの)は対象となります。	2026/7/10
16	ナースコールは補助対象となるか。	「福祉用具検索システム(TAIS)」に「介護業務支援」として掲載されているナースコール、若しくは、見守り機器と一体型のナースコールであれば、補助対象となります。	2026/7/10
17	骨伝導のヘッドセットは、補助対象になりますか。	「福祉用具検索システム(TAIS)」において、「介護テクノロジー」として登録されている必要があります。ただし、介護ソフト導入時に音声入力が標準であるもので、骨伝導ヘッドセットが必須な場合はこの限りではありません。	2026/7/10
18	会計システムは補助対象となるか。	実施要綱4.(1)ウにあるとおり、バックオフィスソフト等として認められるため、補助対象となります。	2026/7/10
19	導入する機器の数に制限はあるか。	公募要領6 にあるとおり、事業選定時に、「事業所の入所定数を踏まえた導入機器台数の適正性」を鑑みて審査を行うため、不採択や導入機器台数の調整を行う場合があります。	2026/7/10

(E)補助対象(介護ソフト)について

1	介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。詳細は国のQ&A 問13(答)をご確認ください。	2026/7/10
---	--	--	-----------

岡山県介護テクノロジー定着支援事業 Q&A

NO.	質問	県回答	掲載日
2	介護ソフトやバックオフィスソフトの補助上限額を算定する際の職員数は、直接処遇職員のみのか。また、常勤換算か。	実施要綱5. (イ)※2にあるとおり、直接処遇職員だけではなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含めた数です。詳細は要綱をご確認ください。	2026/7/10
3	介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。	「補助対象額＝今年度の支払金額」となります。使用权(ライセンス)期間で判断するのではなく、使用权(ライセンス)を購入した際の支払金額で判断してください。判断に迷う場合は、予め岡山県介護生産性向上総合相談センターにお問い合わせ願います。詳しくは、国のQ&A 問9(答)をご確認ください。	2026/7/10
4	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	国のQ&A 問8のとおり、以下に対応するための改修に要する費用については対象経費として差し支えありません。 ①「ケアブランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」(※)に対応するための改修 ※ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」	2026/7/10
5	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。	国のQ&A 問6のとおり、バックオフィスソフトは実施要綱4(1)イ「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器であれば補助対象として差し支えありません。	2026/7/10
6	介護ソフトを既に導入しているが、今回タブレットを導入しWi-Fi環境も整備したい。どちらも対象になるか。	本Q&A(D)-13と同様の考え方で、タブレット、PC等の導入やWi-Fi環境整備は、主となる機器と併せて導入する場合に限り補助対象となり、単体では補助対象となりません(介護ソフト以外の介護テクノロジーの場合についても同様の考えとなります)。	2026/7/10
7	介護ソフト機能調査の結果はどこで確認できるか。	国のQ&A 問16のとおり、厚生労働省HP「介護テクノロジーの利用促進」(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)の「補助金参考資料」をご参照ください。 なお、今年度より介護ソフト機能調査のレイアウトを変更しております。 また、本調査は介護ソフトの機能について、介護ソフト事業者からアンケートをとった結果を記載したもので、厚生労働省が保証するものではありません。	2026/7/10
8	介護ソフトの定着促進費用は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を見るものであり、介護ソフトを購入しない場合は、補助対象とならないか。	国のQ&A 問2のとおり、補助対象となりません。	2026/7/10

(F) 補助対象(パッケージ型導入)について

1	介護サービスのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	実施要綱4(2)「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、 「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できる場合です。 〈対象となる具体例〉 ・「介護業務支援」+「見守り・コミュニケーション機器」 ・複数の「介護業務支援」機器 ・介護ソフト+インカム 等 判断に迷う場合は、予め岡山県介護生産性向上総合相談センターにお問合せ願います。	2026/7/10
2	実施要綱5. (イ)基準額について、「400万円以上、1000万円以下」と記載があるが、補助申請額が400万円未満の場合でも申請することは可能か？	可能です。 パッケージ型導入支援事業における基準額の上限は1,000万円です。 実施要綱の表1第2欄に記載している「400万円以上1,000万円以下」のうち、400万円は補助申請額の下限を示すものではありません。したがって、補助申請額が400万円未満の場合であっても申請することが可能です。	2026/7/17

(G) 応募方法等について

1	応募書類の提出方法は、メールのみか。FAXでの申込みは可能か。	応募書類受付後の審査・手続き等については、電子データを活用しますので、メールでの提出をお願いします。	2026/7/10
2	1法人から複数の事業所が応募する場合に、法人本部で取りまとめて応募書類を提出してよいか。	応募書類は法人でとりまとめて一括で提出してください。なお、応募書類の作成は、事業所単位でお願いします。 一事業所において、複数の機器を導入される場合は、本Q&A(G)-6を参照ください。	2026/7/10
3	同一施設内に「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、応募は2事業所として扱うのか。	同じ施設内に併設されていてもサービス種別が異なるため、2事業所として整理し、業務改善計画書等を作成ください。	2026/7/10
4	補助対象となるのは、いつ購入した機器か。また、対象機器を早く購入したいが応募前に購入して良いか。	交付決定前の事前着手は一切認めていないため、交付決定前に契約、支払い、導入等を行った場合は補助対象外となります。	2026/7/10
5	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、どの様に申請したらよいか。	各種ポイント相当額については、「寄付金その他収入額」に計上し、対象経費から控除するか、実支出額から控除した状態で申請してください。 なお、対象経費の支払い時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合も同様です。	2026/7/10

岡山県介護テクノロジー定着支援事業 Q&A

NO.	質問	県回答	掲載日
6	昨年度の実施要綱第4条の留意事項に「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、補助は1機種限り」と記載されていたが、今年度は制限はないのか。 その場合、複数の機種を導入する際には、業務計画書は具体的はどのように記入すれば良いのか。	今年度は制限はありません。 なお、複数の機器を導入する際の、業務計画書の作成は以下でお願いします。 ・同一目的のために複数の機器導入する場合：導入機器等欄に併記ください。 ・異なる目的のために複数の機器を導入する場合：業務計画書を別葉で作成してください。	2026/7/10
7	補助対象経費の金額は税込額ですか。	ご認識のとおりです。	2026/7/10
8	見積書について ・税込価格か。なお、非課税品の場合は如何か。 ・見積の内訳が必ず必要か。 ・見積書の取得時期に期限があるか。	・税込額で取得ください。なお、非課税品の場合は、その旨を見積書に記載してもらってください。 ・見積書は、補助対象経費の適性を判断する資料であり、詳細が明確になることが必要です。 ・出来る限り直近に取得したものを提出願います。なお、応募後に見積価格の変動があった場合に申請額を変更することはできませんので、ご注意願います。	2026/7/10

(H) 事業選定(採択)について

1	補助金の採択は先着順ですか。	先着順ではありません。 応募期限内の申請について受付を行います。 なお、県予算額を超える応募があった場合には、補助要件を満たしている場合でも、補助額の減額や不採択とすることがあります。 予算額を超える応募があった場合の事業選定については、公募要領6をご確認ください。	2026/7/10
2	選定結果(採択)の事業所への通知時期はいつか。	8月18日応募締切り後、9月下旬に採択結果を通知予定です(ただし、スケジュールは予定であり変更になる可能性があります)。	2026/7/10
3	採択後、導入機器の変更や導入台数の変更は認められるか。また、辞退することは可能か。	応募した機器等が販売中止となった等、特別な事情が無い限り認められません。なお、辞退は可能です。	2026/7/10

(I) 交付申請について

1	「交付要綱」に基づく「交付申請」の手続きはいつ行うのか。	8月18日までに業務改善計画様式等応募書類を岡山県介護生産性向上総合相談センターに提出してください。 その後、県から事業選定(採択)の通知受領後、補助金交付要綱第3条3の規定に基づき、別途指定する期日・方法により交付申請書類を提出してください。	2026/7/10
2	交付決定後、補助金はいつ支給されるのか。	交付決定通知は10月下旬を予定しております。 事業所には、事業完了後1か月以内に補助金実績報告所を提出していただきます。報告書確認後3月下旬に指定いただいた口座へ入金予定です(ただし、スケジュールは予定であり変更になる可能性があります)。	2026/7/10
3	業者の都合で、今年度内に納品されない場合、補助金を受けることが可能か。	年度内に納品・事業報告が完了しない場合は補助金の交付を受けることができませんので、業者等に十分ご確認の上、補助金の申請を行ってください。	2026/7/10
4	A社の見守ソフトで応募し交付決定されたが、導入前にB社の見守ソフトの方が自事業所には向いているので変更したい。見積もりの金額は変わらないので変更してよいのか？	事業計画の内容を変更して、機器台数が増えたり別の機器を購入する場合は、変更交付申請が必要となるため、事前に岡山県長寿社会課もしくは岡山県介護生産性向上総合相談センターへお問い合わせください。	2026/7/10

(J) 導入後について

1	本補助事業を活用して導入した介護テクノロジー等が故障した場合はどうなるのか。	修理費用等が発生しても、補助対象とはなりません。 修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、補助金交付要綱第4条第5号及び第6号に基づき財産処分手続きが必要です。	2026/7/10
---	--	--	-----------